

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

双信電機グループは、企業価値の向上を図ることを経営上の重要な課題の一つと位置づけております。

コーポレート・ガバナンスの強化は、事業活動の適法性と経営の透明性を高め、会社に関わる全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、取引先、地域社会)から信頼される企業となることに繋がり、企業価値の向上に資する重要な施策と考えております。

その実現に向け、経営組織体制の整備、経営効率の向上、経営監視機能の強化といった取締役会、監査役会等の責務を明確にし、法令順守の徹底に努めております。

また、株主の権利、平等性の確保と対話の促進により、相互に信頼できる関係を築きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2】

議決権の電子行使に関しては実施済みですが、招集通知の英訳に関しては2018年9月末時点の外国法人等の持ち分が1%程度と低いため実施していません。今後、必要に応じて検討いたします。

【原則 2 - 6】

企業年金の運営面に関する重要な決定は、経営会議での決裁と労働組合の承認が必要であることから、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反は適切に管理しています。

一方、企業年金に対する人事面・運営面における取組は十分とは言えないため、今後仕組みの確立に向け取り組んでいきます。

【補充原則 4 - 1】

最高経営責任者等の後継者指名にあたっては、当社定款において「取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。」としています。後継者の育成については、代表取締役が日々の事業運営や経営会議等を通じて行い、その活動を通じて候補者を絞り込み、取締役会に最終候補者を指名し決議しています。

【原則 4 - 8】

社外取締役1名のほかに、社外監査役2名の社外役員を選任しています。

役員数9名中3名が社外役員で構成され、外的な視点からの経営に対する意見、監督および監査は十分機能できるものと考えています。

【補充原則 4 - 8】

現在は独立社外取締役が1名のため、特段の仕組みは設けていません。

【補充原則 4 - 8】

現在は独立社外取締役が1名のため、特段の仕組みは設けていません。

【補充原則 4—10】

当社は、任意の独立した諮問委員会は設置していません。

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの決定には独立社外取締役の外的な視点からの経営に対する意見が十分に反映されており、取締役会の独立性・客観性は確保されていると考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1 - 4】

当社は純投資以外を目的とする投資株式は保有していません。

【原則 1 - 7】

取締役による競業取引および利益相反取引がある場合は、株主共同の利益を害することのないよう取締役会で事前に審議しています。また、年1回、当社及び当社親会社、子会社の各取締役、各監査役に対して関連当事者間の取引について調査を実施し、その結果を取締役に報告の上、取引がある場合には招集通知や有価証券報告書で開示しています。

【原則 2 - 6】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載

【原則 3 - 1】

()当社は、経営理念として<わたしたちの使命>、<共有する価値観>、<わたしたちの未来像>を謳ったSOSHIN WAYを策定しています。SOSHIN WAYは当社ホームページ上で公開しています。

また、経営戦略、経営計画については株主総会で情報発信を行い、内容はホームページ上でも公開しています。

()当社はコーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえてコーポレートガバナンスに関する基本方針を定めています。

本方針はコーポレートガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」の項に記載すると共に、当社ホームページのコーポレートガバナンスのページ等でも公開しています。

- () 経営陣幹部、取締役の報酬については、平成18年の株主総会で決議された範囲内とし、個別の配分については、取締役会で定めた役員報酬内規に従い、取締役会で決定しています。
個別の報酬額は月額報酬の固定部分と業績連動の賞与部分で構成されています。報酬額は役職と成果に応じて決定したものです。
- () 経営陣幹部の選任は、取締役としての十分な経験と高い知見、また企業経営の高い能力を持ち合わせていること等を基本方針としています。解任は、その機能を発揮していない、その職務にふさわしくないと判断された際には、定款の定めに従い適時取締役会を開催し、解任の手続きを行うことができます。
取締役候補の指名は、事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有している人の中で、当社における貢献度や職務遂行能力等を勘案し、監査役候補の指名は、客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせる人であること等を基本方針としています。
- () 経営陣幹部・取締役・監査役の選解任・指名については、招集通知に個人別の経歴および個々の選解任理由を記載いたします。

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会において、法令および定款に定められた事項、ならびに、取締役会にて決議されることが適切であると定められた事項について判断・決定をしています。
一方で迅速な意思決定を実現するため、取締役会で定められた職務権限規程に従い、一部の権限を経営陣に委任しています。

【原則4 - 9】

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2が定める基準に沿っています。

【補充原則4 - 11】

取締役の選任に関する方針については、原則3-1()に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

取締役・監査役の兼任状況については、招集通知、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則4 - 11】

2017年度においては、取締役会は13回(定例11回、臨時2回)開催し、業務執行に係る重要事項が時期に遅れることなく決定、報告されています。
社外取締役は、事務局から決議事項、報告事項の説明を事前に受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・経営陣幹部の業務執行に反映されています。
監査役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前に説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、または取締役会前後において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・経営陣幹部の業務執行に反映されています。

【補充原則4 - 14】

会社は取締役に対して、セミナーや講演会に参加させるなどして、求められる役割を果たすために必要な知識習得の機会を提供しています。
また、監査役においては公益社団法人日本監査役協会による外部研修・講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めています。
新たに選任された役員に関しては、社内規程類等を含む社内でのトレーニングおよび外部機関を利用したセミナー等の受講を実施しています。

【原則5 - 1】

取締役会は企業行動指針に定められた「ステークホルダーとのコミュニケーション」に基づいた株主との建設的な対話を促進するための体制を整備しています。
その指針に基づき、経営企画室が電話やメール等を通じて株主との対話やメディア等の取材対応を行うとともに、ホームページを活用した情報の発信、開示情報を即時電子メールでお知らせするサービス等を提供しています。
また、ホームページ上から会社への質問や意見を直接受け取り、株主のご意見・ご懸念を経営陣幹部や取締役会へフィードバックできる体制を整えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本碍子株式会社	6,346,000	40.68
日本生命保険相互会社	453,600	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359,300	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	268,600	1.72
双信電機社員持株会	180,479	1.16
株式会社三菱UFJ銀行	180,000	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	169,400	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	152,200	0.98

大和証券株式会社	127,100	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	125,600	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	日本碍子株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 5333

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である日本碍子株式会社との取引等については、市場等の客観的な情報をもとに一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行っており、少数株主に不利益となる取引等はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社である日本碍子株式会社は、議決権の40.7%を所有する筆頭株主であり、当社グループの事業は、同社の事業区分の中ではエレクトロニクス事業に属しています。

同社のセラミックに係わる技術を応用した当社の積層誘電体フィルタは技術、開発面を中心に緊密な関係にあります。製造、販売は当社が担当し、明確な事業の棲分けがされています。また、それ以外の事業についても親会社からの制約はなく、経営上の独立性を保ちながら独自の事業活動を行っています。

また、親会社兼務取締役の就任状況および出向者の状況は以下に記載のとおりですが、いずれも経営力の強化、技術、開発の連携を目的とした当社からの要請に基づくものであり、兼務取締役が過半数に至っていないことから、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畑口 紘	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑口 紘	○	(重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社ニコン社外取締役	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会において経営全般に対して提言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、業務監査室が定期的に内部統制の有効性の検証を行い、その結果は取締役および監査役に報告しています。

監査役会は、本報告書提出日現在3名(うち、2名は社外監査役)で構成し、取締役から独立して取締役の業務執行の適法性を監査しています。また、監査役会は定期的に開催され、各監査役の監査の状況等の確認、意見交換を行っています。その内容に基づき、監査法人との協議、意見交換を実施しています。

また、監査役は取締役会、経営会議の他、CSR全社委員会やその関連委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等に出席し、独立した立場から各部門の情報収集、課題の抽出に努めるなどの連携を図っています。

なお、社外監査役のうち鈴木欽哉氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 茂雄	他の会社の出身者													
鈴木 欽哉	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 茂雄		非常勤監査役 (重要な兼職の状況) 公益財団法人みずほ育英会 理事	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、経営全般の適切な指導、助言を行っていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断いたしました。
鈴木 欽哉		非常勤監査役 (重要な兼職の状況) 公認会計士 リズム時計工業株式会社 社外監査役	公認会計士としての専門的な知識や経験から、適正な監査の実現のため適切な指導、助言を行っていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、会社を活性化させるための有効な手段と考えております。今後も状況を見極めながら検討を続けてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針は特段定めていません。
なお、決定方法につきましては、役員報酬(役員賞与含む)は社内規程に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内において決定することとしています。
役員退職慰労金については、株主総会で支給が決定された場合、支給額については役員退職慰労金内規に基づき、退任取締役分は取締役会において、退任監査役分は監査役の協議において決定しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役へのサポートは、主に経営企画室が担当しており、必要な情報の提供、説明を適宜行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鶴田 栄一	特別顧問	役員退任後の処遇については社内規程を定めており、その職務は、必要に応じ社長の諮問に答えることとしております。 尚、経営上の意思決定には関わっておりません。	非常勤	2016/06/24	2020/04/12

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は株主総会のほか、会社法上の機関として、取締役会、監査役会および会計監査人を設置しています。第76回定時株主総会の承認を受け、有価証券報告書(以下、本報告書という)提出日現在の取締役会は取締役6名、監査役会は監査役3名で構成され、効率的な経営を行うことが可能な規模であると考えています。また、取締役、監査役、本部長および当社子会社の責任者等をメンバーとする経営会議を設置し、社内規程に基づいた重要事項の報告、審議を行っています。

(取締役会)

取締役会は、本報告書提出日現在において取締役6名(うち、1名は社外取締役)で構成され、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる適正な規模と考えています。取締役会は、会社法で定められた事項および経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務執行を監督しています。

なお、本年3月31日現在は取締役6名で構成されています。

(監査役会)

監査役会は、本報告書提出日現在において監査役3名(うち、2名は社外監査役)で構成されています。監査役は、取締役会、経営会議等重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監査しています。

なお、本年3月31日現在は監査役3名(うち、2名は社外監査役)で構成されています。

(会計監査人)

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツより法定監査を受け、公正不偏な立場から監査が実施されています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名： 指定有限責任社員業務執行社員 板谷宏之

指定有限責任社員業務執行社員 青柳淳一

また、当社の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士3名、会計士補等7名で、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しています。

(経営会議)

毎月2回行われる経営会議は、経営の重要な意思決定をよりスピーディーかつ適正に行うために必要な事項を報告、審議する機関で、取締役、監査役、本部長および当社子会社の責任者等により構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会、監査役会のうち、社外取締役1名および社外監査役2名を含んだ現状の企業統治体制は、経営の透明性、公平性および経営監視の独立性確保に有効であると判断しています。

また、毎月2回行われる経営会議では、取締役、監査役、本部長および当社子会社の責任者等が出席し、社内規程に基づいた重要事項の報告、審議を行うことで企業統治を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は、法定で定める発送期日の6日前(6月1日)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年は集中日の6月28日を避け、4営業日前の6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2002年6月26日開催の第60回定時株主総会により導入しております。
その他	ホームページにおいて招集通知および決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は開催しておりませんが、お問合せがあった場合には個別取材に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営推進本部経営企画室が担当しております。 問合せ先: 経営推進本部長 中西 港二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守と倫理に基づく行動を徹底させるため、「企業行動指針」を作成し、全社員に配布するとともに入社時等の研修テーマの一つとして教育を実施。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会的責任を果たすための全社活動を統括する組織として「CSR全社委員会」を設置し、その傘下組織に「コンプライアンス委員会」および「環境委員会」を置き、グループ全体で法令、規程、企業倫理遵守、環境保全の強化、徹底を図っております。 また、年に1回、社会・環境レポートを作成し公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動指針」において、広く社会が求める情報を、正確かつタイムリーに発信することを基本方針としております。
その他	(女性の活躍促進に向けた取組み) 当社では、年齢や性別に関係なく活躍できる活き活きとした元気な職場作りを目指しております。育児や介護をしながら仕事を続けられるよう短時間勤務制度等を設け、現在有効に活用されており、高い職場復帰率を維持しております。 今後も家庭との両立が図れる環境整備やキャリアアップを望む社員への成長機会の提供を継続し、女性活躍の場を広げてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役および使用人の職務執行の法令、定款への適合および当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しています。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、取締役および使用人に配布し教育することにより周知徹底を図る。
- (2) 当社は社会的責任を果たすための活動を統括する組織として「CSR全社委員会」を設置する。さらにその実務推進の傘下組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき当社および当社子会社で法令、社内規程、企業倫理遵守の強化、徹底を図る。
- (3) 法令および企業倫理の遵守を確実なものとするために、取締役および使用人が「双信電機グループ企業行動指針」に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談、報告する。さらに顧問弁護士に相談、通報するヘルプライン制度を設ける。なお、相談者には不利益な処遇が生じないよう保護を図る。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は法令、社内規程(文書管理規程)に基づき文書の保存、管理を行い、取締役および監査役はこれらの情報を常時閲覧できる。
- (2) 情報管理については「情報セキュリティ基本方針」により定めた社内規程(情報セキュリティ規程)に基づき対応する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営戦略遂行に関するリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定プロセスと職務権限規程に基づいた設備投資・研究開発投資の決裁手続きにおいて、総合的にリスクの検討、分析を行い、これを回避、予防するものとする。
- (2) 法令、倫理、事件、事故、災害、品質、環境に関するリスクについては、発生を未然に防止するための全社統括組織としてCSR全社委員会を設置し、その傘下組織に危機管理委員会、コンプライアンス委員会、環境委員会、輸出管理委員会、安全衛生委員会を設ける。
- (3) コンプライアンス委員会は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき事項を定めた「双信電機グループ企業行動指針」に基づき、法令、社内規程、企業倫理等のコンプライアンス全般に関する事項について社内への周知徹底とそのリスク発生を未然に防止するための業務を行う。さらに環境保全、安全保障輸出管理および労働災害の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、安全衛生委員会がそれぞれの社内規程に基づきリスクの未然防止のための業務を行う。
- (4) リスクが発生し、経営に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、危機管理委員会が対応策の検討、決定、実施にあたる。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月定例の取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、重要事項に関する決議および職務の執行の報告を行う。また、意思決定をよりスピーディーに行うために取締役、本部長等が出席する経営会議を毎月2回開催する。
- (2) 当社および当社子会社の取締役の日々の業務執行については、業務分掌規程において業務の範囲およびその責任について定め、職務権限規程で決裁プロセスおよび決裁者を定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。

5. 当社およびその親会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社である日本ガイシ株式会社の「NGKグループ企業行動指針」と整合性を取りつつ、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を制定する。
- (2) 当社および当社子会社の取締役および使用人が上記指針に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談、報告する。さらに、ヘルプライン制度を設け顧問弁護士に相談、通報することができる。
- (3) コンプライアンス委員会は指針の周知徹底を図る。さらに指針に反する行為、または予兆が当社グループに重大な影響を及ぼす恐れがある場合の対応にあたる。
- (4) 当社子会社の事業運営に関しては、当該子会社の責任者が毎月開催される経営会議に出席し、重要事項に関する提案および事業状況の報告を行う。

6. 当社監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社監査役が、その職務を補助する使用人の設置を求めた場合、または内部監査部門の人員に監査業務の補助を行うことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 上記の使用人または内部監査部門の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得て行う。
- (2) 上記の使用人または内部監査部門の補助者は、監査役からの指揮命令に服する。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- (2) 当社および当社子会社の使用人は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに当社監査役に報告する。

- (3) 当社および当社子会社の取締役および使用人がヘルプライン制度等を通して相談・報告した事案はコンプライアンス委員会事務局より当社監査役に報告する。
- (4) 当社監査役へ報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、そのことを理由にした不利益な処遇を禁止する。

9. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、CSR全社委員会とその関連委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等に参加するとともに、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- (2) 監査役および監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 当社は、当社監査役の職務の執行において生ずる費用について、当社監査役が策定した予算を設けることとする。
また、予算外の費用が生じる場合も、当社監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、処理する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制報告制度を構築、運用する。
- (2) 内部統制報告制度の構築にあたり、円滑かつ効果的に運営するために「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を定期的、継続的に評価し、是正が必要な場合には速やかに見直しを図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は反社会的勢力等との関係を一切遮断することを基本方針としています。また、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、情報収集に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的に対応します。また、「双信電機グループ企業行動指針」にも外部からの不法、不当な圧力に対しては毅然とした態度と行動で対応することを明記しており、周知徹底を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

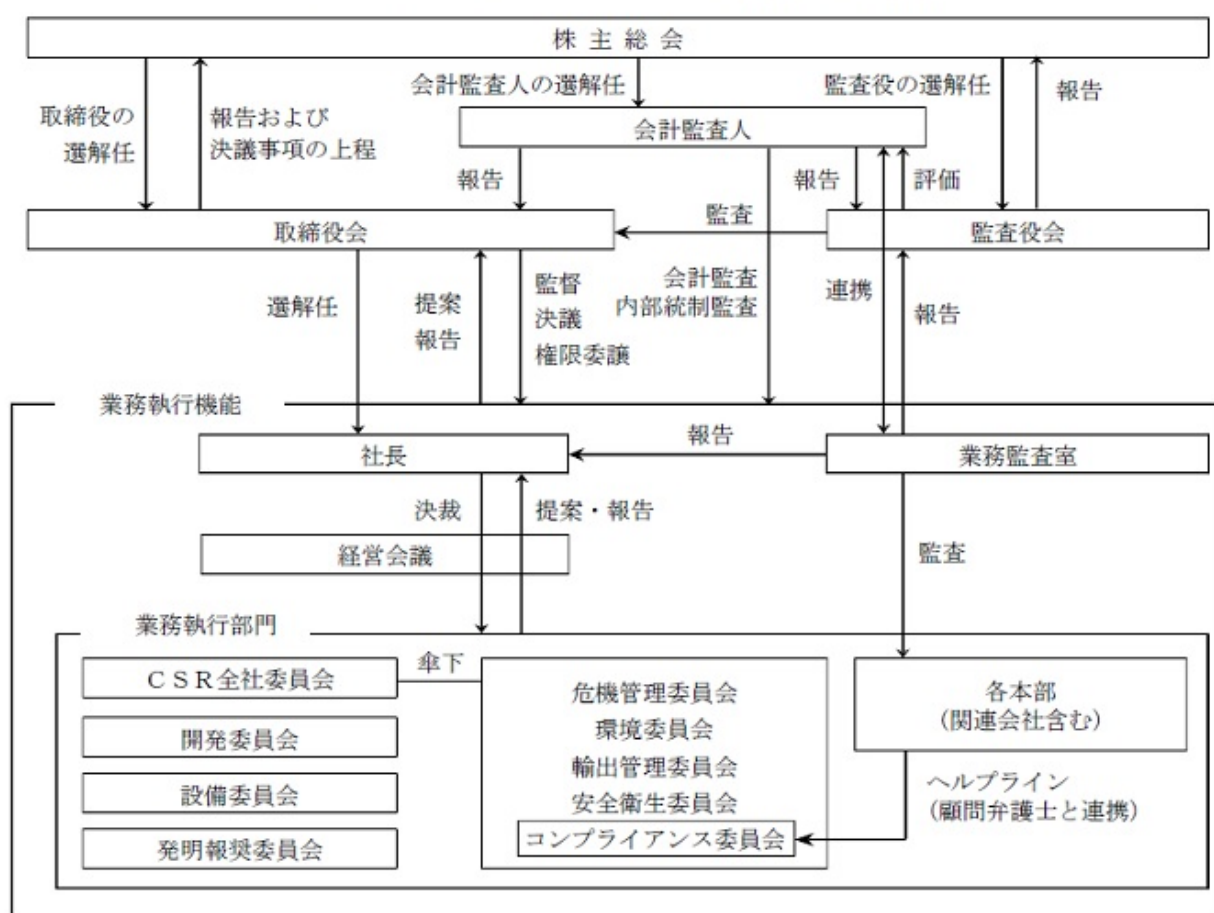
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制 模式図)



(適時開示体制 模式図)

